令和6年度

事業計画書

社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

目 次

		頁
1	つながり、支え合える地域づくりの推進	4
	1. 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化	
	2. 地域におけるボランティア活動や住民活動の推進	
	3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援	
2	一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進	8
	1. 低所得世帯に対する資金貸付と総合相談機能の強化	
	2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を 擁護する取り組みの推進	
3	地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進	12
	1. 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着の推進	
	2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進	
	3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援	
4	くらしの安心を支える体制強化の推進	20
	1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援	
	2. 福祉サービス利用者の安心のための取り組みを推進	
	3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援	
5	県社協の基盤強化への取り組み	24
	1. 法人経営の基盤強化を推進	
	2. 地域福祉の総合拠点としての情報発信機能を強化	
	3. 各関係団体と連携した取り組みを促進	

凡例: 新規事業

令和6年度事業計画

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民同士のつながりや支え合いなどの地域社会の機能に大きな影響を及ぼした数年間を経て、改めて「地域共生社会の実現」に向けた地域づくりの構築が求められています。

また、顕在化・深刻化した社会的孤立や生活困窮等の地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制整備への取り組みも急務となる中、本会においても、「重層的支援体制構築」や「地域の課題解決に向けた仕組みづくり」のため市町社会福祉協議会への支援強化や県行政とのさらなる連携を行いながら事業を実施していく必要があります。

特に、生活福祉資金貸付事業においては、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付により49億円を超える貸付を実施し、今後は債権管理と併せて、借受世帯等の世帯状況の把握や各世帯へのフォローアップ支援強化が重要となっています。

また、福祉サービスの需要が増大・多様化する中、介護や保育を中心にサービス提供を担う福祉人材不足はさらに深刻な状況となっており、福祉・介護人材の確保、育成、定着に向けた新たな支援も急務となっています。令和6年度はこれまで各課で実施してきた人材育成のための研修機能を一元化し、福祉ニーズに応じた内容の充実等、地域の担い手づくりを含めた幅広い研修を効果的に実施していきます。

さらに、近年頻発している災害における被災地支援活動においても、社会福祉協議会は地域住民個々の支援への重要な役割を担っています。行政や関係団体との連携をより強固にし、平時の備えから発災時のボランティアセンター支援などフェーズに応じた被災者支援活動をより円滑に実施していくため、常設の「災害福祉支援センター」を設置し、県内外の支援活動を展開していくこととしています。

今後も持続可能な開発目標(SDGs)の理念である「誰一人取り残さない社会」づくりを視野に入れ、基本理念である「誰もが住み慣れたまちで安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献する」事業展開を図っていきます。

【重点項目】

- ・「地域共生社会」の実現に向けた地域の課題解決の仕組みづくりの推進
- ・生活福祉資金貸付事業の借受世帯等へのフォローアップ支援の強化
- ・新たな研修体系による福祉人材の定着・育成機能強化
- ・被災者支援活動の円滑な展開に向けた「災害福祉支援センター」の取組み
- ・社会福祉法人の地域における公益的な取組みの支援
- ・法人組織体制と職員育成機能の強化

基本理念

私たちは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、 県民誰もが住み慣れたまちで 安心して健康的に暮らすことができる地域づくりに貢献しま す。

スローガン

ともに寄り添い ともに築き ともに輝く 地域づくり

基本目標

- 1 つながり、支え合える地域づくりの推進 (地域の福祉力向上に向けた支援)
- 2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進 (個の支援の推進)
- 3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進 (担い手づくりの推進)
- 4 くらしの安心を支える体制強化の推進 (福祉サービス事業者の支援)
- 5 県社協の基盤強化への取り組み (法人の基盤強化)

	SDG s の 17 の目標と社会保障	
	SDGs の目標	社会保障、社会福祉との関わり
1 see	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	生活困窮者自立支援 子どもの貧困への対策 生活保護、生活福祉資金貸付制度
2 mat	創餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実 現し、持続可能な農業を促進する	子どもの貧困への対策(子ども食堂、フードバンク等) 生活困窮者自立支援 ホームレスへの支援
3 HATTMAK	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保 し、福祉を促進する	統合的な医療・福祉サービスの提供 福祉活動の推進 介護予防
4 MOZINBRE	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保 し、生涯学習の機会を促進する	生活困窮者自立支援 子どもの学習支援活動
5 % XX - FFF \$ 481.40	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の エンパワーメントを行う	困難を抱える女性への支援 特定妊婦への支援 母子生活支援施設における母子への支援
6 staner	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な 管理を確保する	生活困窮者自立支援ホームレスへの支援
7 star-taked	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近 代的なエネルギーへのアクセスを確保する	生活困窮者支援 エネルギー効率の改善
8 REGIONAL SERVICE	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい 雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	福祉人材の確保・育成 働き方改革等による人材の定着支援 外国人人材
9 SELECTION CONTROL C	強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	ICT、AI 等の活用による介護サービス等の提供
10 APROPERS	各国内及び各国家間の不平等を是正する	ソーシャル・インクルージョンの視点に立った福祉 サービスの提供 障害者差別解消法による障害者差別の解消
11 sameshe	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能 な都市及び人間居住を実現する	地域共生社会によるまちづくり
12 040 MB	持続可能な消費生産形態を確保する	持続可能な消費の意識の醸成
13 有种实验公司	 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を 講じる	災害への備え、災害時福祉支援、DWAT
14 mai	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する	持続可能な消費の意識の醸成
15 #08##\$ ###	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持 続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地 の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止す る	持続可能な消費の意識の醸成
16 TREACT	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責 MDGs 任のある包摂的な制度を構築する	社会福祉法人としての社会的責任の発揮 情報開示、第三者評価事業、苦情解決事業
17 ************************************	持続可能な開発のための実施手段を 強化し、グローバル・パートナーシップを活性化す る	社会づくりのプラットフォームとしての社会福祉協議会、広域な連携による地域公益活動を実施する社会福祉法人、地域住民のひとりとして地域住民に最も近い立場で寄り添う民生員・児童委員の連携による地域のネットワークの構築 ⇒地域共生社会の推進

(出典:全社協 福祉ビジョン改訂作業委員会整理、2020年2月時点)

つながり、支え合える地域づくりの推進

<基本目標>

市町社協や民生委員・児童委員等、様々な団体や地域住民等との連携・協働のもと、求められる支 援や新たな取り組みの実践を図り、地域住民がともにつながり、支え合う地域づくりを推進します。

1. 課題解決に向けた仕組みづくりの推進強化

【事業費;5,685 千円】

<取り組み概要>

国が進める「地域共生社会」を実現するためには、各市町において、地 域住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者 による把握及び関係機関との連携等による解決を図ることを目指した、包 括的な支援体制が整備されることが重要です。

その中で、市町社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として期待される 役割を果たすためには、地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題を 市町社協が的確に把握し、それぞれの地域特性を活かしながら、解決に向 けた独自の仕組みづくりに取り組むことが求められます。

本会では、市町社協が地域生活課題の解決に向けた仕組みづくりを効果 的に取り組むことができるよう、今後社協が取り組むべき活動の方向性や 課題解決の具体的な方法、それを実現できる適正な法人運営等についての 実践的な研修や会議、助成事業の実施等を通じ支援します。





(1)地域の課題解決に向けた仕組みづくりのための支援

地域の課題解決に向けた仕組みづくり

- (新) (ア) 地域の課題把握と解決のための支援の実施

各市町社協が自地域の実態と課題を的確に把握するとともに、効果的な課題解決の取 り組みを社協・社会福祉法人・CSO・福祉事業所等とともに実施できる体制づくりを支

- a プラットフォーム構築に向けてのプロジェクトチームによる検討(年3回) (市町社協における実態・課題把握と課題解決に向けての取り組みの検討)
- b 課題解決に向けた取り組みに関する研修会の開催(年2回) (課題の共有とエリアごとのネットワークづくり)
- c 先進地社協視察(年1回)

(イ) 課題解決実践プロジェクト助成事業の実施

既に各市町社協が把握している課題を解決するための仕組みについて、具体的な事業 展開に向けた助成事業を実施します。

- ●助成対象テーマ
- ・総合生活支援(移動支援、金銭管理支援、通院・入院支援、居住支援、終活支援等)
- ひきこもり支援・ケアラー支援(ヤングケアラー・ダブルケア)
- ・生活困窮者支援(子どもの貧困に関する支援も含む) ・虐待、DV 等に関する支援
- ・その他市町独自で特別に解決したいと考える課題
- 1事業につき 300,000 円以内 ●助成額 ●助成率 9/10
- ●助成事業数 5事業程度
- ●助成対象 市町社協(エリアでの実施事業は幹事社協に助成)

イ 包括的な支援体制整備の推進

- (ア) 重層的支援体制構築に向けての支援の実施
 - a 市町社協・市町行政担当者研修会の開催 (年1回)
 - b 重層的支援体制整備事業後方支援事業の実施(県委託:予定)

- (イ) 地域包括ケアシステム体制整備の推進
 - a 生活支援コーディネーター養成研修会の開催(県委託:年2回)
- ウ 会議等の開催
 - (ア) 市町社協 事務局長会議(2月)
 - (イ) 市町社協 エリア別地域福祉担当職員連絡会議(12月)
 - (ウ) 市町社協 個別訪問ミーティング (6~7月)
- エ 地域福祉活動を推進するための調査及び各種会議・研修等への参加を通じた情報収集
 - (ア) kintone を活用した各市町社協データベースの整備
 - (イ) 市町社協便覧の作成
- オ 市町社協・社会福祉施設に対する寄贈物品の受付及び寄贈
- (2) 市町社協の適正な法人経営支援の強化
- ア 市町社協の法人経営に関する戦略の検討支援
- 新 (ア)経営分析の実施(経営指針チェックリストの活用等)(年 1 回)
 - (イ) 市町社協「中期経営計画」策定についての勉強会 (年3回)
- 新イ テーマ別研修会の開催
 - (ア) 内部牽制体制に関する研修会 (年1回)
 - (イ) 理事会・評議員会等の適切な運営に関する研修会 (年1回)
 - ウ 法人経営に関する相談対応(随時)
 - (3) 市町社協役職員のコミュニティソーシャルワークカの強化
 - ア 市町社協役職員研修の開催
 - (ア) 市町社協 職員パワーアップゼミ (全日程:7日間)
- (イ) 市町社協 常務理事・事務局長セミナー (年1回:1泊2日)
 - (ウ) 市町社協 新任職員研修会 (年1回:1泊2日)
 - イ 市町社協実践発表会の開催 (年1回)
 - ウ 市町社会福祉協議会職員連絡協議会設置運営

2. 地域におけるボランティア活動や住民活動の推進

【事業費;8,580 千円】

く取り組み概要>

地域共生社会を実現するためには、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりが求められます。そのためには、住民の生活の場である地域社会に「排除しない」、「ともに生きる」という意識が共有されることが重要です。

このことから、福祉に対する子どもたちの関心を高め、地域活動への参加を通して子どもたちの人間形成に資することができるよう、福祉教育の取り組みを進めます。

また、地域の生活課題を解決するための取り組みに様々な立場の住民が 参画できるよう、ボランティア活動等の情報発信を強化するとともに、ボ ランティア活動の活性化を図るための研修や、災害時に被災された地域住 民の生活復旧のための取り組みを円滑に取り組むことができるよう、市町 社協職員を対象とした研修等を実施します。





(1) 福祉ボランティアセンターにおけるボランティア活動・住民活動の推進

地域での支え合う関係やつながりの再構築を実現するため、次の事業に取り組みます。

- ア ボランティア活動活性化研修会の開催
- イ 県内ボランティア活動の情報収集と情報提供
- 第 (ア)効果的な情報収集・情報発信についての検討
 - ウ ボランティア活動保険事務
 - エ 佐賀県ボランティア連絡協議会の設置運営
 - オ 「24 時間テレビチャリティー募金」活動支援

(2) 福祉教育実践のための支援の強化

佐賀県内社協として「社協が取り組む福祉教育とは何か」を明確にし、市町社協がそれぞれの地域で学校や地域とともにより効果的な「福祉教育」の実践が展開できるよう次の事業に取り組みます。

- (新)ア 「福祉教育実践チーム」の組織化と活動支援
 - イ 社協が進める福祉教育実践研究会の開催 (年4回)

(3) 社協における被災者支援活動の推進

専門的な技術を有する災害支援の NPO や団体等の活動活性化を背景に、社会福祉協議会には、これまでの災害ボランティアセンターの設置運営によるボランティア活動に留まらない被災者支援の在り方が求められています。そのような中にあって、被災された地域住民の生活復旧支援を適切かつ円滑に行うことができるよう、災害福祉支援センターを設置し、平常時の取り組みとして次の事業の充実強化に取り組みます。

ア 市町社協職員を対象とした研究会や研修会の開催

第 (ア)"佐賀モデル"の被災者支援活動についての研究会 (年3回)

(イ) 市町社協災害ボランティアセンター設置・運営研修会 (年3回)

(ウ) 市町社協災害ボランティアセンターに関する市町社協間情報共有会議(年1回)

イ 被災者支援活動のための体制整備

新 (ア)"県社協における被災者支援活動の手引き Ver. 01"の作成

- (イ) 市町社協職員向け kintone 活用に係る勉強会 (月1回:オンライン開催)
- (ウ) 災害ボランティア活動に係る資機材ストックヤードの適切な管理運営
- ウ 佐賀県民災害ボランティアセンターの運営支援
- 3. 地域住民に最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員の活動支援

【事業費;3.929 千円】

<取り組み概要>

地域社会における課題が多様化、深刻化するなかにあって、自らも地域の一員でありながら、住民の最も身近な相談相手となる民生委員・児童委員への期待は一層大きなものとなっており、民生委員・児童委員に対する社会的理解を進め、活動しやすい環境の整備を進めていくことが必要です。このことから、民生委員・児童委員活動に関する広報活動の強化と、民生委員・児童委員が住民に寄り添いながら課題の解決に向けた役割を果たしていくために求められる幅広い知識や実践力を効果的に習得できるような研修に取り組みます。



また、民生委員・児童委員が市町社協とともに地域福祉を進める両輪として今後もその力を充分に活かすことができるよう、佐賀県民生委員児童

委員協議会の運営や互助共励事業の適切な運用を通して民生委員・児童委員が活動しやすい環境 づくりに取り組みます。

(1) 民生委員・児童委員活動の支援の強化

民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を推進するため、次の事業に取り組みます。

ア 民生委員互助共励事業

- (ア) 総合相談事業(心配ごと相談事業等)相談員研修会の開催
- (イ) 指定民協育成事業
- (ウ) 民生委員互助事業

イ 民生委員・児童委員研修事業(県受託事業)

- (ア) 単位民児協会長研修会の開催 (年1回)
- (イ) 中堅民生委員児童委員研修会の開催(年1回)

(新)ウ 民生委員・児童委員活動に関する広報活動(県民児協と共催)

- (ア)「民生委員の日(5月12日)」を中心とした広報活動の実施
- (イ) インターネットを活用した広報活動についての検討
- エ 佐賀県民生委員児童委員協議会の設置運営

2 一人ひとりの困りごとの解決に向けた取り組みの推進

<基本目標>

生活上の困りごとを抱えた地域住民に丁寧に寄り添いながら、それぞれが抱える課題の解決に取り組みます。

1. 低所得世帯等に対する資金貸付と相談援助の強化

【事業費:190.310千円】

く取り組み概要>

複雑な生活課題を抱える低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、 経済的に厳しいひとり親家庭や社会的養護が必要とされる児童に対 して、経済的自立及び生活意欲の助長等を促進し生活の安定を図る ことを目的に、適切な相談支援を行うとともに、必要な資金の貸付 を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症発生の影響により一時的に収入 が減少した世帯を対象とした特例貸付(緊急小口資金・総合支援資 金)は、令和4年9月末で受付を終了し、令和5年1月から償還が 始まっています。この借受人等に対して、市町社会福祉協議会と連 携した支援を行うため、特例貸付に関する厚生労働省通知に示され た業務内容を整理し、本会と市町社会福祉協議会、自立相談支援機 関の「役割分担」を明確にし、これを基に償還の適正管理、償還免













除該当者

への情報提供、免除に至らない低所得世帯への猶予・少額返済等の利用勧奨、償還免除となった困窮世帯への生活再建のための支援等により機能的に取り組みます。また、償還開始から12か月分以上の滞納がある借受人に対しては、生活状況や償還困難な理由の把握が必要なことから、上記「役割分担」により個々の把握に努め、償還の見込み・可能性について検討し、借受人の状況に応じた適切な対応を図ります。その活動にかかるツールとして市町社会福祉協議会が事務所内の既存のパソコンや訪問先に持ち出せるタブレット・スマートフォン等の端末を使い、借受人情報を閲覧し記録入力が可能なクラウドサービスを導入することで、情報の一元化と業務効率の向上を図ります。

合わせて、必要に応じ自立相談支援機関等の関係機関と情報を共有し他の制度に繋ぐなど、借受世帯に寄り添った丁寧な相談支援を実施します。

(1) 包括的な相談支援と低所得者等を対象とした貸付事業の推進

ア 生活福祉資金貸付事業

本会を実施主体に各市町社協が相談及び受付窓口となり、民生委員や生活困窮者自立支援機関との連携・協力を得ながら、必要な相談援助並びに資金の貸付を行い自立の促進を図ります。

(ア)総合支援資金 貸付見込 15件

(生活支援費5件、住宅入居費5件、一時生活再建費5件)

- (イ) 福祉資金 貸付見込 30件(福祉費 10件、緊急小口資金 20件)
- (ウ)教育支援資金 貸付見込 20件(教育支援費 10件、就学支度費 10件)
- (工) 不動産担保型生活資金 貸付見込 1件
- (オ)要保護世帯向け不動産担保型生活資金 貸付見込 2件

また、貸付事業の適切な運営を図るために以下のとおり研修及び委員会等を開催します。

- (カ)貸付事業の概要の理解や相談援助技術の資質向上のための研修(7月予定)
- (キ) 生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催 (随時)
- (ク) 不動産担保型生活資金審査委員会の開催 (随時)

イ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

公的給付制度または公的貸付制度の申請をしている住居のない離職者に対し、給付金または貸付金の交付を受けるまでの生活費を貸付し自立の促進を図ります。

ウ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す ひとり親家庭の親に対して、入学準備金や就職準備金の貸付を行い自立の促進を図ります。

- (ア)入学準備金貸付 500千円(上限) 貸付見込み 15件
- (イ) 就職準備金貸付 200 千円(上限) 貸付見込み 5 件 ※養成機関を修了し、且つ資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事することで償還免除。
- (ウ) 住居費支援資金 1 世帯当たり入居している住宅の家賃の実費 (上限 40 千円×12 ヵ月間) 貸付見込み 80 件

工 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所した方が、進学や就職をするための生活基盤の安定を図る為に、 家賃及び生活費等の貸付を行い自立の促進を図ります。

- (ア) 生活支援費
 - a 進学者 月額 50 千円 (大学等に在学する期間) 貸付見込み 5 件
- (イ) 家賃支援費
 - a 進学者 1ヵ月あたりの家賃相当額(生活保護制度上の住宅扶助費を限度)を 大学等に在学する期間貸付 貸付見込み 5 件
 - b 就職者 1ヵ月あたりの家賃相当額(生活保護制度上の住宅扶助費を限度)を 施設退所後等2年間貸付 貸付見込み3件
 - ※5年間就業することで償還免除
- (ウ) 資格取得支援費 250 千円 (上限) 貸付見込み 2 件 ※卒業又は資格取得後、2 年間就業することで償還免除。

(2) 相談支援の充実と債権管理の強化

ア 相談支援及び関係機関との連携強化

資金貸付等の相談者に対しては、その方が抱える複合的な生活上の課題に寄り添いながら、 自立のための相談援助を強化します。また、相談者が抱える諸課題の解決のために、市町社 協をはじめ生活自立支援センター等の各関係機関と連携しながら相談機能の強化を図りま す。

イ 債権管理の強化

適切な貸付事業運営のために、債権管理の強化に努めるとともに、所在不明等による長期 滞納者の追跡調査を行い、返済能力や生活状況等の実態調査を強化します。また、回収が難 しいと判断される債権については、十分な調査・審査のうえ、適切に支払い免除等の措置を 講じます。

- (ア) 市町社協と連携し滞納債権の借受人等に対し償還意欲の向上を図る 電話連絡、面接調査、世帯訪問調査
- (イ) 住民票調査の実施、督促状及び配達証明・内容証明付督促状の送付
- (ウ) 長期滞納債権の実態調査及び適切な債権整理

ウ 特例貸付の免除と償還

借受人等からの問い合わせにかかる相談窓口として、外部業者へ委託したコールセンターを設置します。その上で、市町社会福祉協議会及びコールセンターとの連携により、緊急小口資金・総合支援資金(初回貸付・延長貸付)の償還免除の手続きについて引き続き周知を図ると共に、該当希望者がスムーズに手続きが行えるよう支援します。また、償還が必要な方に対しては、全国の金融機関が登録可能な口座振替サービスやコンビニエンスストアで支払可能な払込票の利用、手数料の本会負担等で支払いやすい環境を整備します。居住先が不

明となった借受人には電話による住所確認や居住地調査を行います。

新

電話が繋がりにくい借受人や文書通知に対して反応が無い借受人に対しては、携帯電話のショートメールサービスを利用したサービス(SMAPS)を導入し、対応の強化を図ります。

- (ア) 償還関連通知発送・行方不明者居住地調査
- (イ) 償還免除判定及び償還口座情報の登録処理依頼書等審査及びデータ管理・住所変更処理・不備書類再依頼及び進捗管理
- (ウ) 債権管理

償還残額のお知らせ・入金データ消し込み・引落不能対応・住民票調査・ 滞納者対応・破産手続き対応・繰り上げ償還対応・償還完了処理

エ 特例貸付借受人等へのフォローアップ支援

特例貸付の償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、次のフォローアップを行うとともに、相談・支援に必要な市町社会福祉協議会の体制整備を図ります。



また、世帯状況把握のための訪問調査時に携帯した情報端末で借受人の償還状況の確認や 対応履歴の記録入力等が可能なクラウドサービス(福祉フォロークラウド)を導入し、市町 社会福祉協議会におけるフォローアップ記録の管理・共有業務の効率化を図ります。

- (ア) 償還免除となった借受人への支援 電話・訪問等による世帯状況把握と関係機関と連携した生活支援
- (イ) 未対応の借受人への支援
 - a 償還免除申請や口座振替登録、生活困窮時の相談窓口の案内等の個別再送や電話・訪問等による手続きの勧奨
 - b 償還に関する相談の呼びかけ・一定の条件を満たす場合は償還免除手続き
 - c 償還猶予や少額返済(減額)の周知
- (ウ) 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人への支援
 - a 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済(減額)の案内と手続きの支援。
 - b 償還が遅れている借受人の生活状況の把握し、必要に応じて自立相談支援機関等関係機関に繋ぐ。

2. 住み慣れた地域での安心した暮らしを保障するため、一人ひとりの権利を擁護する 取り組みの推進

【事業費;47,284 千円】

く取り組み概要>

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理や 日常生活等に支障がある方たちを社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。

このことから、全ての地域住民が、自らの意思により、自分らしく暮らし続けることができるよう県社協及び各市町社協における権利擁護に関する総合的な相談支援体制を強化します。

また、判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続き支援や金銭管理のための福祉サービス利用援助事業を実施します。



認知機能の低下等により、成年後見制度の利用が必要とされる方に対

しては、適切に成年後見制度の利用に繋ぐことができるよう、成年後見制度利用促進に向けた取り組みを強化します。

また、判断能力は充分であっても、身寄りがない、近くに親族がいない等の理由により、自分が希望する人生の終え方を誰にも託すことができないなど、不安を抱える高齢者も増えていることから、このような方々の自己決定権を尊重するという視点に立ち、エンディングノートの作成や葬儀・遺品整理の代行等、市町社協における終活支援に関する取り組みを推進します。

(1) 福祉サービス利用援助事業の実施による権利擁護の推進

ア 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート事業)の実施

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス利用の援助等を行います。

- (ア) 市町社協への事業委託による福祉サービス利用援助事業サービスの提供
 - 利用契約者数 420 件 (うち新規契約見込み 90 件) (解約見込み 70 件)
- (イ) 契約締結審査会の開催・・・ 年6回開催
- (ウ) 福祉サービス利用援助事業従事者等に対する研修会の開催
 - a 専門員研修会 (10月)
 - b 専門員エリア別研修会(7月)
 - c 生活支援員研修会 (12月)

(2)権利擁護事業の推進

市町社協における総合的な権利擁護の取組の充実を図るため、次の事業に取り組みます。

ア 成年後見制度の利用促進に関する研究会等の開催

市町社協における権利擁護、成年後見制度に関する取り組みについての意見・情報交換や勉強会の開催

- (年2回) 法人後見事業に関する勉強会
 - (イ)権利擁護に関する勉強会 (年2回)
 - (ウ)「中核機関」設置社協間 情報共有会議(年1回)
 - イ 終活支援に関する取り組みの推進
 - (ア)終活支援事業に関する勉強会 (年1回)

3 地域づくりや福祉に携わる人材の確保・育成・定着の推進

<基本目標>

市町社協や福祉サービス事業所、学校・養成施設等との連携・協働を密にして、地域づくりや福祉サービス提供の担い手となる幅広い人材の確保や育成に取り組みます。

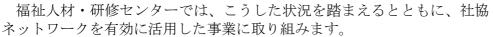
1. 福祉サービス事業従事者の確保・育成・定着の推進

【事業費;44,574千円】

く取り組み概要>

少子高齢化、人口減少が本格化し、現役世代が減少する中、人々の暮ら しを支える福祉サービスの需要は増大・多様化し、介護や保育を中心に、 サービス提供を担う福祉人材不足は年々深刻化しています。

そうした中で、福祉サービス利用者の福祉の向上に資する福祉・介護人材の確保、育成、定着、環境改善に向けた支援は、福祉人材センターの機能と多様な関係者との連携・協働のもと、さらなる向上を目指し取り組むことが急務となっています。



3 **ベTの人に 供養と塩化を ――◆





【福祉人材の確保・育成・定着への取り組み】

- ○福祉人材・研修センター、保育士・保育所支援センター機能の充実を図り、地域づくりや質の高い福祉サービス提供の担い手づくりを引き続き推進し、アフターコロナでの取り組みとして WEB 相談の実施を含めた無料職業紹介事業や就職フェア、職場説明会、再就職支援研修等、求職者、人材を必要とする福祉現場の声に寄り添ったきめ細やかなマッチング支援を行います。
- ○福祉人材育成に当たっては、「福祉の仕事」に興味を持っている学生・生徒をはじめ、将来を 担う若い世代に向け、セミナーや職場見学会等の事業及び情報提供を通して、福祉・介護職の 姿や仕事についての情報・魅力の発信を積極的に行い、志をもった質の高い人材の育成・確 保を目指していきます。
- ○福祉人材養成においては、福祉従事者の階層毎に必要なスキルや姿勢を身につけるための「階層別研修」や、知識と技術の向上のための「課題別研修」「資格取得サポート研修」など、年間を通したプログラムの充実を図り、手法も「オンライン開催」「集合型」「併用型」を取り入れ、多くの福祉従事者が参加しやすい環境づくりに努め効果的な養成を図ります。さらに、福祉人材育成と定着支援を行う「福祉従事者研修」は特に重要なことから、これまで福祉に関わる様々な研修等を行っていた県社協内各課研修を一元化し、幅広い対象者に向けた研修内容等の充実を図ります。
- ○また、各福祉事業所内の研修支援として、「職場内研修サポート事業」を実施し、講師派遣・ 研修運営サポート等を引き続き行い、福祉従事者の資質向上とともに、適切な福祉サービス提 供の向上を図ります。

(1) 求職者支援機能の強化

ア 福祉人材センター運営事業

- (ア) 福祉人材無料職業紹介事業
 - a 職業紹介業務の実施、ハローワークとの連携強化 ハローワーク担当者、労働局との定例ミーティングの実施
 - b 県・市町、ハローワーク主催の就職相談会等との連携(随時)
 - c 福祉人材養成機関(介護職員初任者研修等)との連携した職場説明会・相談会の実施
 - d 学生・生徒(福祉系大学・短大・専門学校及び小・中学校・高校等)、教諭や保護者などに対する福祉の仕事、福祉人材センターの周知・活用促進
 - e 関係機関(福祉施設・事業所、団体、学校等)との連携強化
 - f 福祉人材情報(求人・求職) COOL システムの運用、SNS を活用した求人・イベント 等の情報提供

(イ) 人材確保事業

- a 福祉の仕事合同就職面談会(年2回:ハローワーク共催)の開催の開催
- b 個別福祉の職場説明会の開催及びWEB導入支援
- c 福祉の職場見学会の実施(随時見学及びオンライン形式)
- d 教育機関、教育現場(中学、高校、短大、大学)と連携協力・協議の場への参画による教員等指導者に対する福祉の理解促進・情報提供
- (ウ) 福祉従事者研修、福祉の資格取得方法等情報提供、潜在有資格者の呼び戻し推進
 - a 求人・求職情報、施設・事業所案内、資格取得方法、福祉従事者研修案内
 - b 施設・事業所における円滑な人材確保支援、求職者への求人情報提供の強化
- (エ) 介護の資格届出制度推進による介護福祉士等の有資格者サポート及び呼び戻し
- (オ) 定年退職者を中心としたシニア層への福祉の仕事への働きかけ強化 (シルバー人材センター等とタイアップ)
 - (カ) 運営委員会の開催

福祉人材・研修センターの事業運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催。

イ 保育士・保育所支援センター運営事業

- (ア) 求職者と雇用者のニーズ調整や相談支援等
 - a 潜在保育士の発掘と保育所等への就労に関する相談支援
 - b 保育所等に関する募集採用状況の把握
 - c 求職者のニーズに合った就職先の情報提供
 - d 求職者と雇用者双方のニーズ調整
 - e 保育士資格取得希望者や保育所等に勤務する保育士からの相談対応
- (イ) 潜在保育士に対する研修の開催

保育士資格をもちながら保育現場を離れている方を対象に、保育所等の再就職に必要な知識や技術を提供するとともに、就労に向けた情報交換の場を設けます。

(ウ) 保育士就職面談会の開催

保育所等への就職を希望する保育士等を対象に、保育所等の就職担当者による就職面 談会を開催。

(エ) 保育所等見学会の開催

保育所等への就職を希望する潜在保育士や現役保育士、学生等を対象に、保育所等の 見学会を開催。

(オ) 保育士就労体験活動の推進

保育士資格を持ちながら保育現場を離れている方等を対象に保育所等の就労体験を提供。

- (カ) 保育士養成校と連携した学生の保育士就職支援
- (キ) 広報活動

事業告知を情報誌へ掲載、ホームページ・SNSを活用した広報活動を展開。

(ク) 事業委員会の開催

保育士・保育所支援センター事業の運営を円滑且つ効果的に実施できるよう委員会を開催。

ウ 福祉・介護人材マッチング支援事業

- (ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施
 - a 福祉人材養成校及び県内ハローワークとの連携 県内ハローワークへの出張相談 (WEB での相談の実施や介護事業所説明会との同日 開催等を予定)、ミニ就職面接会開催時の相談コーナー設置等
 - b 福祉施設・事業所及び福祉人材養成校の巡回訪問、相談・情報提供
 - c 関係機関(施設・学校等)との連携
- (イ) 福祉・介護事業所就職面談会(エリア別ミニ就職フェア)の開催

福祉・介護分野への就職希望者を対象に、福祉事業所の人事担当者と直接、個別面談を行う機会を設けることにより福祉人材確保の促進を図ります。

- (ウ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業
 - a 高校生福祉セミナー、高校生介護技術コンテスト共催セミナーの開催等

福祉・介護に興味がある生徒を対象に、福祉に関する講演や高校生・大学生等の 意見交換会を通して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるセミナー等を開催。

- · 対 象 : 高校生、高校教諭、保護者等
- ・共催(予定): 佐賀県高等学校教育研究会福祉部会、福祉系大学・短大
- b 若年層等ターゲット別情報提供
 - (エ) 福祉施設・事業所就職体験活動(見学会等)の促進

福祉の仕事に興味がある学生や福祉分野への再就職を希望される方々の就労への不安を軽減するために、施設内を直接見学できる機会を提供するなど、求人求職のスムーズなマッチングを促進します。

また、福祉の仕事を目指して学びたいという高校生を対象に、授業の一環としたオンライン活用の福祉の仕事紹介・施設見学を実施します。

項目	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値※1月末
・福祉人材センターマッチング件数	70 名	30名
内)保育士・保育所支援センターマッチング件数	(35 名)	(15 名)
・「福祉のお仕事」登録 求人事業所数	630 ヶ所	647 ヶ所

(2) 福祉サービス事業従事者の支援機能の強化

ア 人材養成研修事業(福祉従事者研修事業) (研修一覧: 15頁 参照

- (ア) 階層別研修:新任職員研修、中堅職員研修、指導的職員研修、管理職研修等
- (イ)課題別研修:福祉職の接遇マナー研修、福祉現場におけるアンガーコントロール研修、 コーチング技法活用人材育成力向上研修、相談スキル向上研修、説明力向 上研修、福祉マネジメント研修、発達障がいへの理解と対応研修、権利擁 護と虐待防止研修、BCP研修、感染対策力強化研修、ストレスマネジメ ント研修等
- (ウ) 資格取得サポート研修:介護支援専門員実務研修受講試験対策講座、模擬試験 【研修開催方法】

①Z00M を使用した「オンライン開催」、②オンライン・会場どちらでも受講可の「併用型」、③会場でのみ受講可の「集合型」を計画しています。

(エ) 職場内研修サポート事業

各社会福祉法人・施設・事業所において職場内研修等を実施される際に、研修テーマに合う講師の選定・派遣から研修開催までをサポートします。

(法人・事業所ごとの希望日時と講師の都合が合う日程を本会にて調整)

- a コース設定 (2 コース)
 - (a) 通常コース 1研修 70,000円(2時間まで)

※年間3回以上実施される場合は、3回目より60,000円

- (b) 特別コース 1研修 100,000円(2時間~4時間)
- b 基本メニュー

1.	介護技術講座	2.	接遇能力向上研修	3.	チーム・モチベーション向上
4.	クレーム予防研修	5.	セルフマネジメント研修	6.	プレゼンテーション研修
7	メイクセラピー研修	8	レクリエーション研修		

※基本メニューの研修以外に実施を希望する研修テーマがあれば、オリジナルの研修として 実施することが可能。 ※オンライン形式での実施可

新 (オ) 福祉従事者研修体系の構築

福祉の職場においては、福祉サービスを担う人材(福祉人材)の資質が、直接そのサービスの質の向上につながります。このため、福祉人材育成と定着支援を行う

「福祉従事者研修」については、県社協内各課研修を一元化し、その充実を図ります。

(内容)

- ・研修等の一元化及び内容等の充実
- ・地域の担い手づくりを含めた幅広い対象者向けの研修の実施

イ 介護支援専門員実務研修受講試験の実施(県指定事業)

(ア) 第27回佐賀県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 試験日:10月上旬(予定)

ウ 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業 研修事業

福祉・介護専門職からなる災害派遣福祉チーム(佐賀DCAT)チーム員向け研修の実施(ア)基礎研修(イ)ステップアップ研修 (災害福祉支援ネットワーク構築推進事業 21 頁掲載)

項目	令和6年度 目標値	令和 5 年度 実績値※1 月末
· 福祉従事者研修受講者数	1,100名	734名
介護支援専門員実務研修受講試験合格率	18%	13.7%

■令和6年度 佐賀県社会福祉協議会 福祉従事者研修計画 (案)

	研修名	開催方法	期日	予定会場
I	課題別研修			
1	コーチング技法を活用した「人材育成指導力」向上研修	②オンライン併用型	令和6年 5月下旬予定	県社協
2	相談したくなる職員を目指す相談スキル向上研修	相談したくなる職員を目指す相談スキル向上研修 ②オンライン併用型 令和6年 6月上旬予定		県社協
3	福祉事業所における感染対策力強化研修	②オンライン併用型	令和6年 6月下旬予定	県社協
4	BCP(業務継続計画)研修	②オンライン併用型	令和6年 7月上旬予定	県社協
5	発達障がいへの理解と対応研修(基礎編、応用編・事例検討) ≪2日間≫	②オンライン併用型	令和6年7月中旬予定(2日間)	県社協
6	説明力向上研修 ~部下・後輩のやる気の引き出し方~	①オンラインのみ	令和6年 7月下旬予定	県社協
7	ストレスマネジメント研修	②オンライン併用型	令和6年 8月上旬予定	県社協
8	(新)部下・後輩のほめ方・叱り方研修(仮)	①オンラインのみ	令和6年 8月中旬予定	県社協
9	(新)支援につなげる記録の書き方研修	②オンライン併用型	令和6年 8月下旬予定	県社協
10	福祉職の接遇マナー研修~ホスピタリティを発揮するには~	②オンライン併用型	令和6年 9月中旬予定	県社協
11	広い視野と思考力を育てる問題解決能力向上研修	①オンラインのみ	令和6年10月中旬予定	県社協
12	福祉の現場におけるアンガーコントロール研修	①オンラインのみ	令和6年11月下旬予定	県社協
13	精神疾患の理解と対応研修	②オンライン併用型	令和6年12月上旬予定	県社協
14	(新)若手職員の定着促進に向けたメンター制度導入研修(仮)	①オンラインのみ	令和6年12月中旬予定	県社協
15	福祉マネジメント研修~スムーズな仕事の任せ方~	①オンラインのみ	令和7年 1月中旬予定	県社協
16	権利擁護と虐待防止研修	①オンラインのみ	令和7年 1月下旬予定	県社協
п	階層別研修			
1	新任職員研修 ≪2日間≫	②オンライン併用型	令和6年 5月中旬予定(2日間)	県社協
2	中堅職員研修	②オンライン併用型	令和6年 6月中旬予定	県社協
3	指導的職員研修	②オンライン併用型	令和6年 9月上旬予定	県社協
4	新任職員フォローアップ研修~仕事を円滑に進めるために~	②オンライン併用型	令和6年10月下旬予定	県社協
5	中堅職員スキルアップ研修~チームの能力を引き出す力~	②オンライン併用型	令和6年11月上旬予定	県社協
6	管理職員研修	②オンライン併用型	令和6年11月中旬予定	県社協
ш	資格取得サポート研修 【介護支援専門員実務研修受講語	成験 受験対策	講座】	
1	<模擬試験·解答解説講座>	③集合型	令和6年 9月上旬予定	県社協

※上記については当初計画案ですので日程が変更になる場合があります。

- ※ 開催方法としては、①ZOOMを使用した「オンライン開催」、②オンライン・会場どちらでも受講ができる「併用型」、 ③会場でのみ受講ができる「集合型」になります。
- ※ オンラインでの研修受講については、オンライン会議用ツール「ZOOM」を使用し、会場に集まることなくパソコン等を 通じて研修を行います。参加者同士のグループワークによる意見交換等も可能となっています。

2. 福祉サービス事業従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

【事業費;359,691 千円】

く取り組み概要>

福祉、特に介護・保育分野の慢性的な人手不足、コロナ禍による人手不足や雇用情勢の変化の中、その確保・定着に向け、引き続き、介護福祉士や保育士を目指す学生を対象とした「修学資金」の貸付を行うとともに、離職介護人材を対象とした「再就職準備金」や他業種から転職して介護分野や障害福祉分野の介護職に就かれる場合の「就職支援金」など、センターの職業紹介事業などとリンクした貸付を行い、必要な福祉人材の安定的な確保に向けた中長期的・継続的視点に立った取り組みを行います。







(1) 福祉の仕事の魅力を届ける取り組みの強化

ア 福祉・介護人材マッチング支援事業 (再掲)

- (ア) キャリア支援専門員による就職相談等の実施
- (イ) 福祉・介護事業所就職面談会 (エリア別ミニ就職フェア) の開催
- (ウ) 福祉・介護のお仕事の魅力発信事業
- (エ) 福祉施設・事業所就職体験活動(見学会等)の促進

項目		令和6年度 目標値	令和 5 年度 実績値※1 月末
・高校生福祉・介護技術コンテスト共催セミナー等	参加生徒数	270名	191名

(2) 福祉従事者のすそ野を広げる取り組みの推進

ア 介護福祉士修学資金等貸付事業

佐賀県内で介護福祉士・社会福祉士として業務に従事する人材の確保を図るため、平成21年度から実施。制度改正に伴い、平成28年度からは、介護福祉士国家試験実務経験ルートの受験に必要な実務者研修の受講資金、介護人材の再就職のための再就職準備金を実施。令和3年度からは、慢性的な介護人材不足状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野への参入を促進するための「介護分野就職支援金貸付」「障害福祉分野就職支援金貸付」、今後必要となる介護人材等を着実に確保していくための「福祉系高校修学資金貸付」を実施。

上記貸付いずれも一定期間、介護等の業務に従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(ア) 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業

県内で介護福祉士及び社会福祉士として業務に従事する人材の確保を目的とした 貸付事業

- a 貸付対象者(以下の要件をすべて満たす方)
- (a)介護福祉士及び社会福祉士の養成施設※に在学している方
- (b)養成施設卒業後、佐賀県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする方 ※県内養成施設:(介護福祉士)西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学 (社会福祉士)九州医療専門学校
- b 貸付限度額 月額 50,000 円 (通信学校は月額 20,000 円) ※他に入学準備金、就職準備金、国家試験受験対策費用などを加算
- c 令和 6 年度新規貸付見込 85 件、過年度貸付決定継続送金分 58 件
- (イ) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

介護福祉士実務者研修施設等に在籍し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対する 必要な受講資金等の貸付ける事業

- a 貸付対象者(以下の要件をすべて満たす方)
- (a) 申請時点で実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方
- (b) 実務者研修施設卒業後の直近の介護福祉士国家資格を受験予定の方
- (c) 申請年度の3月31日までに3年以上の実務経験を有する見込みのある方
- b 貸付限度額 200,000 円
- c 令和6年度貸付見込 35件
- (ウ) 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

介護職として一定の知識及び経験を有しながら離職した介護職員等に対し、介護職員等として再就職するために必要な費用を貸付ける事業(講習会の参加費や参考書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費も対象)

- a 貸付対象者(以下の要件をすべて満たす方)
- (a)介護職員等として実務経験1年以上有し、直近の介護職員等の離職日から1年 以上が経過している方
- (b) 福祉人材・研修センターに求職の登録を行い、かつ介護人材再就職準備資金利用計画書を提出した方
- b 貸付限度額 400,000 円
- c 令和6年度貸付見込 10件
- (工) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた介護職未経験者等で、介護職員初任者研修以上※の研修を修了した方を対象に、県内の介護保険事業所・施設の介護職員として就職する際に必要な費用を貸付ける事業 (講習会の参加費や参考図書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など)※介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など

- a 貸付限度額 200,000円
- b 令和6年度貸付見込 15件
- (才) 障害福祉分野就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた介護職未経験者等で、介護職員初任者研修以上の研修等一定の研修※を修了した方を対象に、県内の障害福祉サービス事業所・施設の障害福祉職員(サービス利用者に直接サービスを提供する方)として就職する際に必要な費用を貸付ける事業(講習会の参加費や参考図書代、就職に必要となる被服費、子どもの預け先を探す際の活動費など)

※介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者研修、重度訪問介護従事者養成研修

- a 貸付限度額 200,000円
- b 令和6年度貸付見込 5件
- (カ) 福祉系高校修学資金貸付事業

介護福祉士養成課程高校※に在学する介護福祉士資格の取得を目指す学生に対し、 国家試験受験対策として必要な費用や介護職として就労するうえで必要な費用を 貸付ける事業 ※県内高校: 嬉野高校、神埼清明高校、北陵高校

- a 貸付限度額
 - (a) 国家試験受験対策費用 40,000円 (年額)
 - (b) 就職準備金 200,000 円 (卒業年度のみ)
- b 令和 6 年度新規貸付見込 14 件、過年度貸付決定継続送金分 10 件

イ 保育士修学資金等貸付事業

保育士の確保を図るため本県において平成28年度より実施。養成施設の学生に対する 修学資金、再就職のための就職準備金の2種類があります。一定期間、保育士等の業務に 従事した場合は貸付金を償還免除。無利子。

(ア) 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す方に対しての貸付事業

a 貸付対象者

県内の指定保育士養成施設で修学する学生、又は県外の養成施設で修学する佐賀県 出身の学生で、卒業後、佐賀県内において保育士として就職を希望する方

※県内養成施設:西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学

- b 貸付限度額 月額 50,000 円
 - ※他に入学準備金、就職準備金を加算
- c 令和6年度新規貸付見込 100件、過年度貸付決定継続送金分 101件

(イ) 保育士就職準備金貸付事業

保育士資格を有する方であって、現在保育士として勤務していない方の再就職を図るために、必要な資金を貸付ける事業。

- a 貸付対象者 保育士登録後1年以上経過し、県内の保育所等に就職を希望する方
- b 貸付限度額 400,000 円
- c 令和6年度貸付見込 15件

3. 安定した福祉サービスの提供のための体制づくりを支援

【事業費;10,499千円】

<取り組み概要>

福祉人材の定着促進(離職防止)には、国の働き方改革への適切な対応や福祉の職場のワーク・ライフ・バランスを推進し、従事者が働きやすい環境づくりが重要であることから、福祉施設・事業所に対する労働環境改善に向けた支援事業や、今以上に魅力ある職場となるために、従事者相互の親睦及び交流促進等の事業を行い、職員の離職防止・定着支援に取り組みます。







福利厚生センターの地方事務局としては、長期化するコロナ禍における福祉従事者を巡る環境の変化に対応した、従事者同士の親睦やリフレ

ッシュを目的とした事業を企画し、福祉従事者の福利厚生の充実・増進のための取り組みを実施します。

また、社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託することで、全国 規模で実施しているスケールメリットを最大限に活かした福利厚生サービスを提供しており、こ のサービスを多くの福祉従事者に利用いただくため、福利厚生センター県内会員への加入促進を 図ります。

(1) 福祉サービス事業所等の職場の環境向上の支援

ア 明るい職場づくり推進事業

福祉従事者が働きやすい労働環境の実現が重要であることから、福祉事業所に対して、 専門家等による労働環境改善に向けた提案事業を実施するとともに、福祉従事者相互の 親睦及び交流促進等の福利厚生事業の展開を支援します。

(ア) 福祉施設の職場環境の改善支援活動

職場環境改善・職員のモチベーション向上に向けた専門のアドバイザーを派遣 a アドバイザー派遣

(イ) 福利厚生充実支援

福祉従事者(特に介護に従事する若手職員)相互の親睦及び交流促進

a 交流・情報交換会の実施 ※集合形式・WEB形式

イ 福利厚生センター事業の受託運営

社会福祉法人福利厚生センターが実施する福利厚生事業の一部を受託し、県内社会福祉施設・事業所、社協に従事する職員の福利厚生の充実を図ります。

- (ア) 福利厚生センター会員加入の促進
- (イ) 福利厚生センター事業推進会議の開催

(ウ) 福利厚生センター会員交流事業開催

- ・地域に密着したプロスポーツチーム(サガン鳥栖、佐賀バルーナーズ等)ホーム ゲーム、ソフトバンクホークス観戦チケット販売、映画観賞券斡旋、チケット代金 一部助成等
- ・生活習慣病予防検診費用助成、健康生活用品給付、結婚等お祝い品
- ・ボウリング大会等会員交流事業

項目	令和6年度 目標値	令和 5 年度 実績値※1 月末
・福利厚生センター県内会員数	会員数 20 名増	1,722名

4 くらしの安心を支える体制強化の推進

<取組目標>

施設種別協議会や各種団体と連携し、福祉サービス利用者へのより良いサービスを提供する ことができる基盤づくりを推進します。

1. 福祉サービス事業所の基盤強化を支援

【事業費;13,977 千円】

く取り組み概要>

施設法人の経営全般に係る相談支援等の充実を図るとともに、福祉施設現場の課題解決に向けた各種事業・研修を実施し、適正な法人経営や施設運営支援、質の高い福祉サービスの提供支援に努めます。

大規模災害対応としては、災害発生時への備えや発生直後の様々な対応、災害発生後の復旧といった経過に応じた詳細な対応計画の策定などが、利用者の生活を守る施設においては急務となっていることから、事業継続計画(BCP)策定支援を引き続き行うとともに災害時の福祉支援ネットワークの構築を推進し、社会福祉・精神保健施設団体等の福祉・介護専門職からなる災害派遣福祉チーム(佐賀DCAT)員の人材育成・資質向上に向けた取り組みを行う等、災害時の福祉的支援の充実・適応能力の強化を図ります。













社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援として、施設法人の専

門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築の支援をするとともに、社会福祉法人経営者協議会と、県社会福祉課監査担当との共催により、地域公益活動に向けた研修会を開催し地域公益活動の一層の推進を図ります。

高齢者・障害者・児童・母子等、利用者に応じた福祉サースの充実を図るため、種別ごとに組織化した「施設種別協議会」を本会内に設置し、その運営支援に取り組みます。

<施設種別協議会>

- · 社会福祉法人経営者協議会 · 老人福祉施設協議会 · 児童養護施設協議会
- ・身体障害児者施設協議会 ・社会就労センター協議会 ・母子生活支援施設協議会
- ・知 的 障 害 者 福 祉 協 会 ・ひしの実知的障害児者生活サポート協会

※各種別協議会では、関連する制度政策等への対応の検討や、施設利用者の特性に応じた職員研修の開催、会議等を通じた課題共有や解決に向けた調査研究等様々な活動を行い、各施設における福祉サービスの向上に取り組みます。

(1) 福祉サービス事業所の経営基盤強化を支援

ア 施設・事業所の経営に関する相談支援

社会福祉法人の公益性や運営の透明性を高めるため、専門的相談窓口である福祉施設経営 相談の積極的活用を推進し、施設・事業所のニーズに応じた会計、財務、安全管理、経営、 利用者サービス等に関する専門的な支援・助言を行います。

イ 福祉支援ネットワーク体制の構築

大規模災害・感染症等による事業継続困難に対する事業継続計画(BCP)の策定支援、災害時要支援者に対する福祉支援のための福祉関係団体等との福祉支援ネットワーク体制の構築を推進します。

ウ 施設種別協議会の運営支援

各施設種別協議会と連携した情報提供手法の検討や合同研修会等に取り組みます。

(2) 災害福祉支援ネットワーク構築推進事業の実施

社会福祉・精神保健施設団体等と協定を締結し、福祉・介護専門職からなる災害派遣福祉 チーム(佐賀DCAT)を設置し、チーム員向けの研修を実施することで、災害救助法の 対象となるような大規模災害発生時の避難所における福祉支援体制の構築を図ります。

- ア ネットワーク会議の開催
- イ 基礎研修及びステップアップ研修の実施
- ウ 災害支援コーディネート

平 時:保健医療活動チーム (DHEAT) や日本赤十字社等との合同研修の実施 保健医療分野における支援体制との連携方策を検討し、災害時では連携した 活動の展開を図る。

> 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築 災害派遣福祉チームの活動や福祉避難スペースを確保するのに必要な器材の 確保や備蓄場所の確保等を検討し、その整備を図る。

災害時:災害時の避難所における福祉ニーズ等情報収集、災害派遣福祉チームの派遣等 コーディネート

エ 能登半島地震に係る災害派遣福祉チーム(佐賀DCAT)の派遣 令和6年3月1日より派遣を開始し、令和6年度も継続して派遣予定。

(3) 社会福祉法人の地域公益活動への取り組み支援

- ア 施設法人の専門性と資源を活かした地域内のネットワーク構築支援
- イ 地域公益活動に向けた研修会の開催

(4) 福祉サービス提供に係る課題把握と解決の取組み推進

- ア 各施設種別協議会等の円滑な運営と基盤強化の支援
- イ 施設種別ごとに求められる制度政策等への対応やタイムリーな情報の提供

(5) 義務教育教員免許志願者介護等体験受入れ調整事業

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づく介護体験における福祉施設側と大学等との調整を行います。

(令和6年度受入調整予定) 大学・短大15校150名

(6) 社会福祉施設職員等退職共済事業受付等事務

社会福祉事業の従事者支援のため、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職共済事業事務受託により施設職員の退職共済事業の実施を支援(退職届・退職金請求書に係る受付事務、事務処理相談受付等)します。(令和6年度までで業務委託契約終了)

2. 福祉サービス利用者の安心のための取組みを推進

【事業費;12,393 千円】

く取り組み概要>

常に利用者の立場に立った透明性の高い良質かつ適切なサービスを提供し、利用者の健康的な生活の確保や福祉を促進、働きやすい職場環境によりサービスの質の向上に向けた体制の構築への支援を行うため、地域密着型サービス事業所に対しての外部評価、各サービス提供事業者に対しての第三者評価を実施していきます。なお、第三者評価については、3年毎に1回の受審が義務付けられている社会的養護施設の計画的な受審を支援するとともに、それ以外の施設に対しては、第三者評価の効果や必要性について周知を図ります。



福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、市町社会福祉協議会における事業の実施状況を調査し必要に応じ助言などを行います。また、福祉サービスに係る利用者などからの苦情の解決を支援するとともに、苦情解決の制度の周知や利用の徹底、説明責任のある透明性の高い福祉サービス事業者として苦情解決体制の整備を図るため、社協広報紙等による広報や、事業所の担当者を対象とした研修会を継続して実施します。

(1) 福祉サービス事業所等の組織運営や事業の透明性向上の支援

ア 地域密着型サービス外部評価事業

地域密着型サービス外部評価機関として、県内の地域密着型サービス事業所の外部評価を 行い、その結果を公表することにより、当該事業所におけるより良質なサービスの確保を図 り、もって安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

また、評価機関としての運営の適正化を図るために、審査委員会を開催するとともに、評価調査員の養成研修、同時に現調査員向けのフォローアップ研修を実施し、調査員数の確保、現調査員のレベルアップを図り、評価機関として質の高い評価を担保します。

イ 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスの利用者に、福祉サービスと事業者を選択する際の情報を提供するとともに、 サービス提供事業者が自己評価を行う際の判断基準となる情報を提供することにより、福祉 サービスの質を高める支援を行います。

また、県内該当施設の評価を行う第三者評価調査員の増加を図るため、養成研修受講を勧めます。

(2) 苦情を解決する体制づくりの支援

ア 福祉サービス運営適正化委員会事業

- (ア) 福祉サービス運営適正化委員会の開催
 - a 運営適正化委員会の開催(年2回) 法律、医療、社会福祉の関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の11名の 委員で構成。事業計画、事業実績などについて協議。
 - b 運営監視小委員会の開催(年3回) 法律関係者、公益代表、利用者代表、提供者代表の6名の委員で構成。福祉 サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、監視・助言・勧告を行い ます。
 - c 苦情解決小委員会の開催(適宜) 法律、医療、社会福祉の関係者の6名の委員で構成。福祉サービスに関する苦情・ 相談の解決のため助言、調査、あっせん等を行います。

- (イ)福祉サービス運営適正化委員会委員選考委員会の開催(適宜) 利用者代表、経営者代表、公益代表の6名の委員で構成。 運営適正化委員会委員の選任(補充選任の場合を含む)を行います。
- (ウ) 福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保 福祉サービス利用援助事業の実施状況を調査・監視するため、運営監視小委員会によ

(エ) 福祉サービスに関する苦情解決

福祉サービスの利用者や利用者家族から寄せられる

- 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
- ・ 福祉サービスの利用契約の締結、履行、又は解除に関する苦情

に関し、申出者への助言、事業者への事情聴取・申し入れなどを行い、その解決を支援します。

る市町社会福祉協議会の訪問調査を実施し、調査結果に基づき助言・勧告を行います。

(オ) 広報・啓発

- a 福祉サービス事業者を対象とした福祉サービスに関する苦情解決研修会を開催 します。
- b 苦情解決に係る事業所内設置用ポスター、リーフレットの活用及び県社協のホームページ、社協だよりによる広報を行います。また、運営適正化委員会の役割についての広報を行います。

社協だより掲載:1回

(カ)調査及び研究

- a 福祉サービス利用援助事業に係る訪問調査の実施及び苦情や相談が寄せられた 事業所の事情調査。
- b 事業所における苦情・相談対応の参考とするため、運営適正化委員会関係資料集 (前年度実績報告、苦情・相談事例)の作成・公開。
- c 全社協主催の運営適正化委員会担当者向けの研修に参加。

5 県社協の基盤強化への取り組み

<基本目標>

地域福祉の総合拠点として、信頼される県社協を目指し、各種団体との連携・協働を深め、 組織の基盤強化に取り組みます。

1. 法人運営の基盤強化の推進

く取り組み概要>

高い公益性と非営利性を求められる社会福祉法人として、引き続きコンプライアンスの遵守とガバナンスの強化に努め、信頼性の向上と強固な経営基盤の構築を進めていきます。また、県社協職員として、多様化する福祉課題に向き合い解決する力や、市町社協・施設法人等の関係団体と連携・支援する力など、求められる力量を更に強化し、県民に 信頼される人財の育成に努めます。



(1)会務の円滑な遂行と組織の透明性の確保と強化

地域づくりに貢献する社会福祉法人として、ガバナンスの強化やコンプライアンスの遵守はもとより、毎週開催するマネージメントミーティング等を通して、経営マネジメントの強化を図るとともに、組織の良好な業務遂行に向けた働きやすい環境づくりに努めます。

欧ア 県社協第2期地域福祉推進計画の策定・推進

第1期推進計画を踏まえ、令和6年度(2024年)からの新たな計画を推進するため、各課に おける業務管理並びに効果的な事業展開に向けた局内連携を図る。(2024年8月~)

砂イ 働き方改革に伴う安全安心な職場環境づくりの推進

柔軟で多様な働き方が可能な環境(規程)を整備し、働く人一人ひとりのモチベーションがよりよく維持される職場づくりに努めます。また、業務効率化のためのDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進を図り、デジタル技術を活用して、業務プロセスを改善に努め、電子化・ペーパレス化による業務の効率的展開を促進します。

ウ 理事会・評議員会の開催等

(2)職員の資質向上の取り組み強化

ア 職員育成への積極的な投資

本会職員は佐賀県の地域福祉を中心的に推進する重要な人財と考えています。職員の養成・ 資質向上のため、階層別・専門的研修等を含め、職員のスキルアップに寄与する研修受講を積 極的に推進します。また、職員の専門性を高め、広い知見から信頼される職員を目指し、社会 福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を推進します。(令和6年度受講予定者3名)

新イ 目標管理のための業務マネジメントの徹底

組織として求められる職員像の共有(役割の確認)を図ることを目的に、職員毎に目標を設定し、自己評価と上司からのフィードバックの機会(定例個別ミーティング;年2回)を設けます。意見交換を通して、職員のモチベーションを向上させ、メンタルヘルスに資する体制とします。

新ウ 学生・社会人インターンシップによる人材交流の取組み

学生や社会人(関係団体等)からのインターンシップの受入れや本会職員の他団体研修を行うことにより、各団体との協働や連携の促進と職員の育成を図ります。

(期間:1~2週*要調整)

(3) 安定した財源確保のための取り組み強化

一般 ア 個人・団体・賛助会員の募集

本会事業の推進にご賛同・ご協力いただく会員について、事業所・団体・企業等へ広く周知を行い、事業の安定的な実施体制の確保に努めます。(「会員パンフレット」作成、SNS、ホームページ等による会員募集及び情報発信)

砂イ 佐賀県社会福祉会館の会議室利用促進・管理運営

社会福祉事業従事者や団体、ボランティア団体等に対する会議室・研修室の貸出を行います。 令和5年7月の新会館移転以降、WEB会館予約管理システムを導入したことにより、外部から の申込みもしやすくなりました。このため社会福祉関係者のみならず、CSO等幅広い県民の方々 の更なる利用促進(会館パンフレット等の作成含む)を図ります。

新 平日会館貸出し時間の延長 現行 9:00~17:00 ⇒令和6年度 9:00~21:00 (案)
 日曜日の開館時間の設定 現行 なし ⇒令和6年度 9:00~17:00 (案)
 *土曜は休み

2. 地域福祉の総合拠点としての情報発信を強化

<取り組み概要>

広く県民の方々が福祉情報をキャッチできるよう、毎月発行の社協ニュースや社協だより(年4回)、インターネット等を活用し、幅広い情報の発信に努めます。また、本会が管理する社会福祉会館(Fukku)では、地域福祉活動の総合拠点として、様々な福祉情報の発信や福祉の増進に向けた会議・研修など連携・協働の「プラットフォーム」の機能はもちろん、世代を超えて誰もが気軽に立ち寄る



【事業費;1,975 千円】

ことができる交流会館として、また災害時においては県内ボランティア支援活動の拠点と して機能を発揮できるような場所(会館)を目指します。

(1) 福祉の拠点としての情報収集・情報発信機能の強化

県社協の取り組みや福祉に関する理解促進のため、広報誌等による情報発信に努めます。

ア 福祉制度や県社協情報等の発信

(次) (ア) 広報誌『佐賀県社協だより』発行 (発行回数:年4回)

県内社会福祉関係事業の状況を広報し、住民の地域福祉活動への参加促進や福祉サービス等の利用の向上につながる情報発信に努めます。また、夏号から紙面をリニューアルし、効果的な情報発信を行います。

- (イ)情報メール『佐賀県社協ニュース』配信 (年12回) 月ごとの県社協事業のトピックスについて、ホームページ上での発信を行います。
- (ウ)「福祉新聞」購読の斡旋(通年)
- (エ) 広報委員会の開催 (年12回)

効果的な情報発信を図るため、広報や印刷物等の企画やホームページの全面改修の検討を 行います。

(オ) 学生に向けた福祉・ボランティア情報の発信活動

会費会員の他、学生など若い世代から県社協を応援してもらう「SNS 学生会員(仮称)」を 試行的に募集し、福祉のすそ野を広げる活動として SNS などを活用し情報発信を図ります。 また、学生向けの研修やセミナー等の実施を検討します。

砂イ ホームページによる情報発信機能の強化と利便性の向上

本会が実施する事業や福祉関係情報等の掲載について、閲覧者が見やすく分かりやすい情報提供に努めます。

また、新会館移転に合わせて WEB による貸会議室の申込みをホームページ上で行っているが、より分かりやすく利用しやすいよう改善を行い、利用者の利便性と管理の効率化を図ります。

3. 各関係団体と連携した取り組みを促進

く取り組み概要>

地域福祉の推進役として県社協がその役割を発揮していくためには、行政や共同募金会などの関係機関、職能組織との連携が不可欠です。様々な事業を展開していく中で、積極的な情報交換や協力体制を構築していく必要があり、引き続き互いに顔の見える関係作りに努めます。





【事業費;866 千円】





(1) 行政との継続的な連携・協働体制の構築

ア 「佐賀県地域福祉支援計画」との連携

佐賀県が策定する次期「佐賀県地域福祉支援計画」と連携し、本会が令和6年度から5年を期間として推進する本会の「第2期地域福祉推進計画」の基本目標を踏まえ、県内の福祉課題に対する取り組みを推進します。(県の計画への参画、県主催委員会等への出席)

イ 佐賀県社会福祉功労者表彰式開催事業(佐賀県社会福祉協議会会長表彰)

佐賀県及び県共同募金会と共催し、本県社会福祉の向上のために御尽力いただいた方々に対し、感謝の意を表するため合同での表彰式を開催します。(令和7年1月下旬開催予定)

(2) 関係団体との連携

ア 県内社会福祉関係団体との連携強化

県内の公益法人や福祉関係団体・NPO等との連携を強化し、多様な福祉課題への対応に向けた協力体制の構築に努めます。(主催会議等への出席及び協力)

新イ 「福祉のまちづくり関係団体懇談会」(仮称)の開催

令和5年8月に開催した「地域福祉実践研究セミナー」で深まった県内各団体との連携をもとに、行政・社協・福祉施設法人・CSO・福祉関係団体等が一堂に会して、今後の佐賀県の福祉のまちづくりに係る各団体間の連携強化(顔の見える関係づくり)を目的として、懇談会を開催します。

ウ 九州社会福祉協議会連合会(九社連)関係会議、全国社会福祉協議会(全社協)関係会議への参加

(3) 共同募金会との連携強化

地域福祉活動を実践するための貴重な財源として、重要な役割を果たしている赤い羽根共同 募金。誰でもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民の多様な活動を財 源面から支援する役割を果たしています。その運動を推進する県共同募金会との連携を強化 し、県内の福祉活動の向上と募金文化の醸成に向けた取り組みの支援を行います